

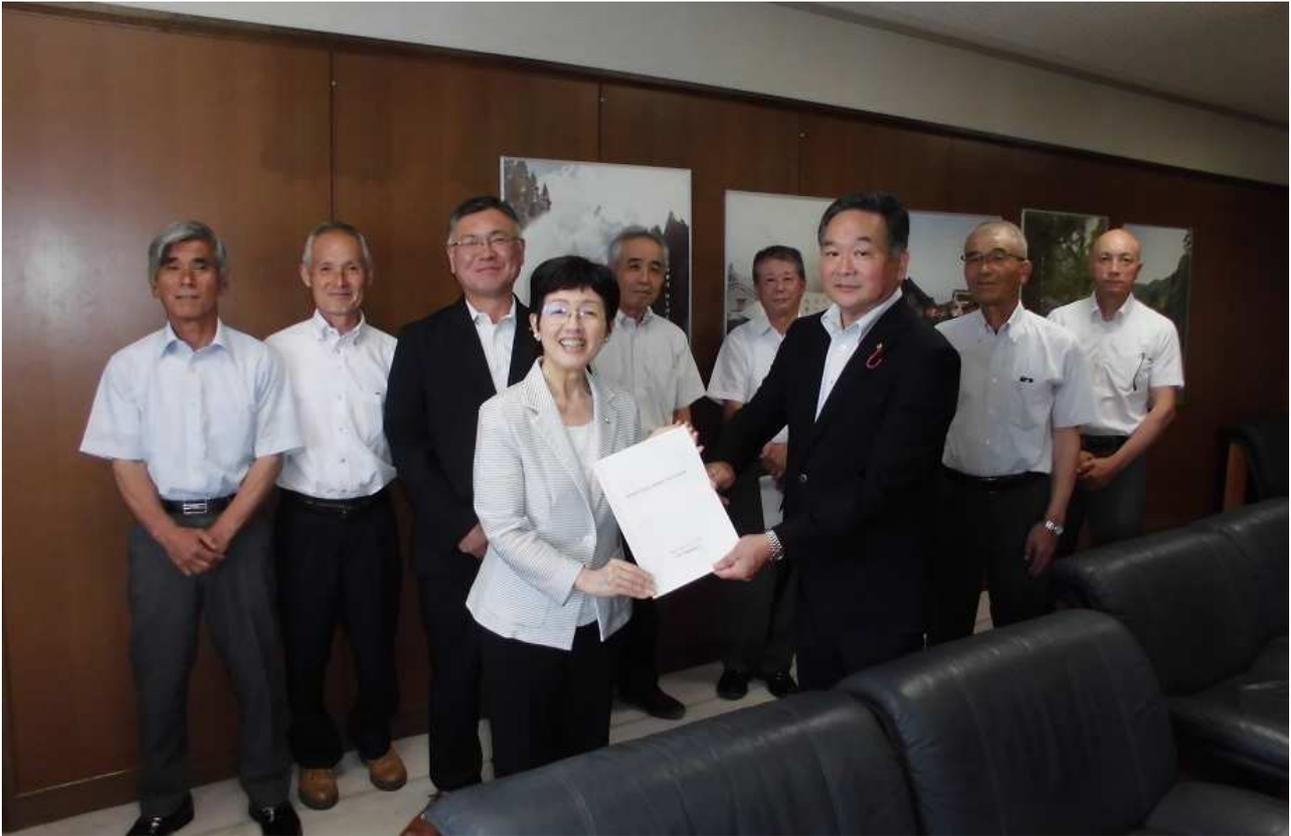
日田市



第37号

農業委員会だより

■発行/日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



食糧を供給する農地を守るため
農地等の最適化に取り組んでいます

日田市農業委員会は令和六年九月十七日、
棕野市長に「農地等利用最適化推進施策に関する
意見書」を提出しました。

これは農業委員会等に関する法律に基づくも
ので、農業者の意見を市の農業施策に反映させ
ることを目的とするものです。

農業委員会は市と協力して、農地に係る諸問
題解決に向けて積極的に取り組んでいきます。

目次

農地等利用最適化推進施策に関する意見書	2・3
日田市議会 産業建設委員会との 意見交換会・現地視察	4
地域農業の将来をみんなで考えよう(地域計画)・ 農地パトロールを実施しました	5
農地の貸し借り契約方法が変わります	6
全国農業新聞に記事掲載	7
豊かな老後に備えて農業者年金に加入しましょう 農業委員会からのお知らせ	7 8

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

日田市農業委員会は九月十七日、農業委員会等に関する法律第三十八条の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を椋野市長に提出しました。

一 新規就農者への支援

(一) 農家の高齢化・担い手不足が問題となっている中、日田市においても新規就農者へ様々な支援策を設け、その育成に取り組みられています。今後、その就農者が離農することなく定着できるように継続的なサポートを要望します。

あわせて、その指導にあたる者が、安定して指導に就けるよう、講師謝礼の増額を要望します。

(二) 業後継者不足解消のため、親元就農だけでなく、第三者の事業継承は大きな期待を寄せられていますことから、後継者への経営発展に向けた取り組みへの支援事業については、情報発信を進めていただくとともに、スムーズな経営資産の引継ぎができるよう、またその後も事業を継続していただけるよう、事業継承者への資金面も含めた市独自の支援策の創設を要望します。

(三) コロナ禍をきっかけに地方移住への関心が高まり、その中には移住して農業を始め

二 農業者への支援

たいという方も少なくありません。「空き家バンク」をはじめとした移住施策との連携と同時に、移住後の就農の相談体制の強化等を要望します。

(一) 日田市におかれましては、地域農業を維持するため、これまでも農業機械購入に対する支援を行っていただいておりますが、令和六年度からは、これまでの集落営農組織に加え、個人経営体へも支援を拡充していただきましたこと、感謝しております。

しかしながら、近年の物価高騰に伴い農業機械の価格も高騰し続けている状況から、今後とも支援の拡充の検討をお願いします。

(二) 市内には、指導者に成り得るレベルの農業者が存在しています。そういった人材と、指導を求める農業者とのマッチングを行うような事業の検討・立ち上げを要望します。

(三) 農業施設については、資材が高騰し、多額の負担が必要となっている現状の中、「園芸産地づくり計画」における施設整備は、補助対象の品目が限定されており、品目やハウスの大きさに制限のない市単独の農業施設への補助を要望します。

特にハウスの建設については、産直以外の出荷も対象とすることを要望します。

(四) 「地域計画」は、地域で話し合い、将来の農地利用を明確化した設計図です。意欲ある地域の担い手農家が優良農地を耕作できるように、計画策定後も積極的かつ十分な話し合いができるよう支援を要望します。

三 耕作放棄地対策について

中山間地域等直接支払制度は、地域の耕作放棄地を増やさず農業生産活動を維持するために、多くの集落が取組んでいます。しかしながら、構成員が高齢化し、事務作業の担い手がいないため、制度の参加をあきらめる集落もあります。特に、令和七年度は第五期から第六期への移行の年度にあたり、制度への参加集落の減少、ひいては耕作放棄地の増加が懸念されます。

そこで、日本型直接支払制度について、市が率先して集落協定の広域化を行い、事務的役割を担う人材を確保することを要望します。

四 有害鳥獣対策について

日田市におきましては、有害鳥獣の捕獲や被害防止のため、各種事業を行い、報償金の増額等様々な取組み・対策を講じられていることに感謝いたします。しかしながら、野生鳥獣による農作物への被害は減ることはなく、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、深刻な影響を及ぼしていることから、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策にかかる指導者の育成にかかる事業に取り組んでいただき、有効的な有害鳥獣対策を進めていただくよう要望します。

五 米作りへの支援

米価の低迷は、離農者・耕作放棄地の増加の根本原因と言え、日田市の農地の減少に繋がるものです。

日田市農業委員会でも、水田の管理・活用促進のためにも、将来的な米価の引き上げを望んでおり、国や県へ要望しているところでございます。

寒暖差と土壌、美しい水により作られた「日田米」は、美味しいと定評があります。

「日田米」をブランド化し高価格で販売できる

ようピール活動の日田市内のみでなく市外や県外でも行うよう要望します。

六 その他

日田市では、平成二十四年、平成二十九年、令和二年、令和五年と、ここ十年で四度の大きな災害を受けており、災害に強い農地の整備が必要で、また、農地の貸し借りが農地中間管理事業に一本化され、中山間直接支払制度が第六期へ移行する等、今後は農業関係の事務量の増大が予想されます。日田市の農業関係職員の人員体制の強化をお願いします。



大山町の森 克男さんが市政功労者に選ばれました

令和五年七月まで農業委員を務めた大山町の森 克男さんが令和六年度の日田市政功労者として選ばれました。

森 克男さんは、平成二十三年七月から令和五年七月までの十二年間、農業委員として農地法等の法令に基づく事務や農地等の利用の最適化の推進に尽力されました。



日田市議会 産業建設委員会との意見交換会・現地視察を行いました

●意見交換会

平成二十七年年度から毎年開催していましたが、令和二年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中断していましたが、同意見交換会を再開しました。

四月十六日に産業建設委員会七名と農業委員会役員八名で次のテーマについて意見交換を行いました。

テーマ

「将来の日田市の農業・農地について」



●現地視察

四月十六日の意見交換会を受けて、農業の現状を見てもらうため、七月三十日に現地視察を行いました。



中津江村栃野 原部の農地



上津江町上野田 白草の農地

光岡地区の農地利用最適化推進委員が代わりました

光岡地区の農地利用最適化推進委員が令和六年一月に交代しました。

前任者 木藪 一敏氏
後任者 伊藤 武士氏

後任者の抱負

農業者の高齢化に伴い休耕田・畑の増加が見込まれるので、少しでも増えないように、農業者の悩みや問題点を聞き情報提供等に努めたいと思います。



地域農業の将来をみんなで考えよう

「地域計画」策定に向けて取り組みを進めています。

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの「人・農地プラン」が、新たに「地域計画」として法定化されました。法定化の目的は地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することにあります。令和7年3月までに策定が義務付けられています。

地域計画とは

今後、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、使われない農地が増えることが懸念されています。「地域計画」では概ね10年後の農地をどのようにして守っていくのか、利用していくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。

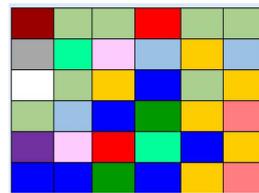
地域計画には、「目標地図」が求められ、この素案作りが農業委員会の役割となり、話し合いや農地利用意向のアンケートを基に作成します。

日田市では16地区に分けて策定しています。
日田・五和、高瀬、三芳、西有田、三花、小野、東有田、朝日、光岡、大鶴、夜明、前津江、中津江、上津江、大山、天瀬

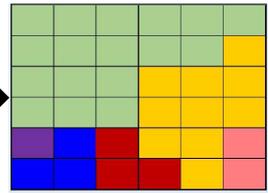
目標地図とは

地域計画を策定するため農地の現状を可視化した現況地図を作成します。この地図を元に、10年後のその農地を担う耕作者を想定し、地域の皆さんと協議して利便性や集約化を調整した目標地図を作成します。

現状の
農地利用の地図



10年後の
農地利用の地図



農地パトロールを実施しました!!

～あなたの農地は適正に管理されていますか?～

農業委員会では、8月から9月にかけて農地法に基づき、管内の農地の実態把握や遊休農地が発生していないか等について、農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施しました。

■遊休農地の発生は、地球環境への影響が大きい!!

農地を管理せずに放置していると近隣土地に迷惑をかけるだけでなく、病虫害発生・火災・ごみの不法投棄・鳥獣被害・交通事故など様々な影響があり、地域の環境悪化につながります。

日頃から農地の所有者または管理者の方は、除草等により適切な農地の保安全管理を行いましょう。

■早めに担い手へのバトンタッチを考えましょう!!

この農地パトロールで把握した遊休農地を対象に、今後の利用意向を確認する「農地利用意向調査」を実施します。

自ら農地の耕作や管理ができなくなる前に、担い手への貸し付けを考えてはいかがでしょうか?

詳しくは、農業委員、各地区の農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へご相談ください。

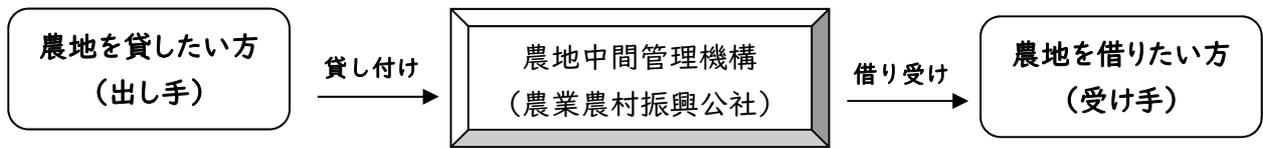
農地の貸し借り契約方法が変わります

農地の貸し借りは令和7年4月から、原則(※)として農地中間管理機構経由になります。

これまで、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定と、上記農地中間管理機構経由による契約方法がありましたが、法改正により利用権設定制度は廃止となります。

農地中間管理機構経由とは大分県農地中間管理機構(大分県農業農村振興公社)が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは引き続き可能です。



～農地を貸したい方へ～

- ① 賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ② 借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。(延長もできます。)
- ③ 機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。(一定の条件を満たす必要があります。)

～農地を借りたい方へ～

- ① まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ② 出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③ 万一、出し手が子の代に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課(市役所3F) ☎ 0973-22-8211)にお問い合わせください。



全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農業経営には情報が多いいほど良い!

- 農政の動きをわかりやすく解説!
- 経営に役立つ情報も満載!
- 家族で楽しめる記事も充実!
- 農業者の視点でお届けします!

購読料1ヶ月 700円(送料込)

■ 購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せください。

週刊

金曜日発行

購読申込 / 農業委員会事務局(市役所3F) ☎ 0973-22-8213

東大山地区の農地利用最適化推進委員「森 敬子」さんの記事が全国農業新聞に掲載されました

全国農業新聞に記事が掲載されたのは、令和6年8月2日号の8面です。表題は”「梅干し」「母の思い」引き継ぐ”で大山町 森食品の代表を母親から事業承継した内容です。

森 敬子さんは、令和5年7月の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選で、東大山地区から選出されて委嘱されたものです。森さんの抱負としては「地域の声を聴き、頼られる様な推進委員を目指します。農業を通し地域の発展・人づくりに貢献していきたいです」と語り、推進委員活動に励まれています。(写真は新聞掲載写真です)



豊かな老後に備えて農業者年金に加入しましょう!!

■農業者年金へは次の3つ要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ・65歳未満(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)

■農業者年金にはこんなメリットがあります

●保険料国庫補助による手厚い支援!!

- ・上記の3つの加入要件に加え

39歳までに

農業所得が900万円以下
認定農業者で青色申告者 } を満たせば、月額1万円の
保険料国庫補助を受けられます

●税制面で大きな優遇措置

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です 等

※下記試算表は通常加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。(受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。)

◎農業者年金受給額の試算(保険料月額2万円の場合)

加入年齢	納付期間	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円

※農業者年金に関する相談・お問い合わせは最寄りの農協または農業委員会へ

農地についてご相談ください

貸したい
借りたい

売りたい
買いたい

他の事に
使いたい

農地を『売ったり』『貸したり』『転用(住宅・植林・倉庫・駐車場などで使用)』するときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。

農地を耕作目的で
貸したい。(借りたい)

農地を耕作目的で
売りたい。(買いたい)

自分の農地を
転用したい。

他人の農地を買って
(借りて)転用したい。

農地中間管理事業
の申請
(または農地法第3条の申請)

農地法第3条
の許可申請

農地法第4条
の許可申請

農地法第5条
の許可申請

各種申請には条件があります。
詳しくは日田市役所3階の農業委員会事務局
までご相談ください。 ☎(0973)22-8213

農地法違反 について

◎違反転用については、農地法で原状回復等の処分や罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)が定められています。

◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。

◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告と登記を済ませてください。

申請書の
締切りは、
**毎月
17日**

- 17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。
- 申請書提出までに期間を要する場合があります。早めにご相談ください。